

テーマは「**優しさ**」住まいの福祉について考えます。 優しさ通信NO. 1  
ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。

## 平成28年1月の優しさ通信



### 介護関連4か月連続3倍台 大阪府内求人倍率

大阪労働局が調べた大阪府内の介護関連職種の有効求人倍率は10月に3.23倍となり、4か月連続で3倍台となりました。

求人平均賃金は、10月に208,000円に上昇しました。それでも府内の全職種の平均賃金より低く、低賃金などを理由に離職率が高くなっています。

全職種の有効求人倍率は、10月が1.14倍。

介護関連職種の離職率は2014年時点で20.2%と高い水準。全国平均の15.7%、東京都の19.9%より高水準で、長期雇用が課題となっています。

(2015年12月1日 日本経済新聞記事から抜粋)



### 転倒時の怪我防ぐロボ サンヨーホームズ 住宅に導入へ

サンヨーホームズは、屋内で高齢者が転んで怪我をするのを防ぐ介助ロボットを開発。

天井からワイヤーで吊るし、背中に装着するタイプ。高齢者が転びそうになるとロボットに内蔵したセンサーが危険を察知し、ワイヤーに圧力をかけて体をゆっくりと床に下します。重さを感じずジャケットのように身に着けられるうえ、装着したまま部屋や廊下を移動できます。両手が自由になるため、料理や掃除もしやすいようです。

(2015年12月2日 日本経済新聞記事から抜粋)



### 7.9万人 年金減額・停止も 精神障がい者ら、新指針で

国の障害年金の支給・不支給判定に大きな地域差があるのを是正するため、厚生労働省が来年から導入予定の新しい判定指針について、全国の精神科医でつくる団体が「障害基礎年金を受け取っている精神・知的・発達障がい者のうち、1割に当たる約7万9千人が支給停止や支給減額になる恐れがある」との推計をまとめました。

※障害基礎年金：受給者は身体障がい者を含め約180万人。更新の審査が1～5年ごとにあることが多い。支給額は1級で月約8万1千円。2級で約6万5千円。3級では支給されない。

(2015年12月13日 日本経済新聞記事から抜粋)

テーマは「**優しさ**」住まいの福祉について考えます。 優しさ通信NO. 2  
ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。

## **精神障がい者の就労支援 テンプHD 採用から定着まで**

テンプホールディングスは企業の精神障がい者の就労支援サービスを1月に始めます。

戦力として定着できるように適した業務の提案や現場の管理職への研修も請け負います。

2018年の障害者雇用促進法の規定見直しで、身体・知的障がい者に加え、精神障がい者も雇用義務対象に加わります。

精神障がい者は統合失調症や躁うつ病、てんかんなどの障害を抱える人が対象。

※障害者雇用促進法：従業員50人以上の企業や自治体などの障がい者の雇用拡大へ、一定比率での雇用の義務付けなどを定めています。

現在は身体・知的障がい者が対象で、法定雇用率は民間企業が2.0%、国と地方公共団体などは2.3%。法定雇用率を下回る企業からは不足人数に応じて納付金を徴収し、上回る企業には助成金などを支給しています。

精神障がい者の1年内離職率は4割を超えるとされています。

(2015年12月10日 日本経済新聞記事から抜粋)



## **介護休業、3分割可能に 厚労省、法改正へ原案**

### **非正規の育休取得後押し**

厚生労働省は、育児・介護休業法改正に向けた建議を取りまとめました。

介護休業を3回まで分けてとれるようにしたり、非正規労働者が育児休業を取りやすくしたりします。通算休業日数は93日と変えません。

(2015年12月22日 日本経済新聞記事から抜粋)



## **高齢者にタクシー定期券 JTB、福岡市で実験**

JTBは、高齢者が一定額を支払えばタクシーを乗り放題にできるサービスの実証実験を始めると発表しました。福岡市で地元のタクシー会社を使って実施します。

日常の移動手段として、タクシーを使ってもらうなど事業化の可能性を探ります。

(2015年12月23日 日本経済新聞記事から抜粋)

テーマは「優しさ」住まいの福祉について考えます。 優しさ通信NO. 3  
ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。

## 障がい者虐待 高止まり 昨年度 2 2 7 6 件

### 家族ら加害 7 割 厚労省「地域支援進める」

2014年度に全国の自治体などに寄せられた相談・通報のうち、障がい者への虐待に当たると判断された件数が2276件に上ったことが、厚生労働省の調査で分かりました。

前年度から4件の減少にとどまりました。7割超は父母や兄弟姉妹など身近な家族らが加害者でした。被害を受けた障がい者は2703人で、3人が死亡。

「養護者」による虐待は1666件で、前年度の1764件から6%減少しました。

福祉施設の職員による虐待は311件で、被害者は525人。件数は前年度の263件から18%増加。職場の雇用主や上司による虐待は299件で被害者は483人。

虐待の種類は、養護者によるものでは、暴力をふるうなどの身体的虐待が64.9%と最も多く、怒鳴るといった心理的虐待が33%、経済的虐待は22.5%施設職員による虐待でも、身体的虐待が57.9%と最多で、心理的虐待が42.4%を占めました。

(2015年12月24日 日本経済新聞記事から抜粋)

